

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟一控訴審一

No. 19
2021年6月

2021年6月16日(水)、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第3回口頭弁論が行われました。この日の傍聴人は、報道関係者4名を含め26名ほどでした。傍聴席に座って最初に目に入ったのは、大きめのスクリーンに映し出された東京電力のプレゼンテーションの表紙でした。この日、原告の意見陳述があることは聞いていましたが、そのスクリーンを見て「あ、東電もなにか話をするのだな」とわかりました。

控訴審の裁判長は、一審のお二人の裁判長とはまた違うタイプの方で、よくおはなしをします。もしかしたら、これまで裁判後に別室で行われていた「進行協議」が感染予防のためになくなった影響かもしれませんが、傍聴する側としては傍聴し甲斐があります。この日は、冒頭でこんなことを話していました(わかりやすい表現に変えています)。

「原告は、一審で世帯別に提出している損害額計算の詳細(領収証の有無など、個別具体的にわかりやすく説明したもの)を出してください。もし、領収証がない場合は陳述書でおぎなうことができます。加えて、これまでの主張の補足にとどまらない、新たな主張があれば出してください。次に、それらに対し国や東電は反論があれば出していただく、その反論に対して原告に再反論があれば、また出していただく、という具合に、やりとりを深めて欲しい。(原告全員分それをやるとなると時間がかかるので)早く進めるためには、全員分の資料が出来上がるのを待たず、提出できるものから小分けに提出していきましょう」

この話から察したのは、まだまだ「判断要素が足りていない」ということと、「議論を尽くして三者の主張を深掘りし、理解しようとしている」ということです。

「きちんとした主張であれば、相当の判断をする」という気概を感じます。この控訴審は、集団訴訟ではありますが、〈国・東電〉対〈原告団〉というより、〈国・東電〉対〈一人ひとりの原告人〉という裁判に見えてきました。

つづいての意見陳述は、福島市から避難された方が、事故後だれもが不安を抱えて悩んでいた、そして当初は同じように感じていた放射性物質への不安が時間の経過とともに「考え方の違い、判断の違い」による分断へとつながって

いったことを伝えました。大人だけではなく、子どもたちの間でも起こった分断。「分断は大人でも解決できない問題です。私は長男へ何のアドバイスもできませんでした」事故により失ったものの大きさを、改めて感じました。

そして、次の東京電力のプレゼンテーションが始まる前に、原告弁護団から「東電から資料をもらっていない」と発言がありました。通常、前日までに相手方にプレゼンする内容を書面で郵送するルールなのですが、「何も送られていない」と。その場は東電が用意していたコピーを原告団に渡し、プレゼンが始まったのですが、今度は「閲覧制限をかけている原告の情報を法廷で公開している可能性がある」と、原告弁護団から発言がありました。このとき東電は、「ADRも含め賠償金を〇円払っていて、その総額は一審判決で出た賠償額よりも多い。判決より多く支払っているのに、これ以上支払う必要はない」ということを言うために、原告に支払った詳細な金額一覧表をスクリーンに映しながら口頭説明していました。しかも、原告番号〇番、と個人を特定して。これには傍聴していた私も驚きました。裁判長が、「詳細なところは飛ばしてください」と言っても、スクリーンに映す資料をリモコン操作する東電代理人の指はすぐには動きませんでした。あえて、スクリーンに表示させ続けているようにさえ見えました。もしこれが、方法として法的に誤りであれば正式書面(証拠)として受理されることはないでしょう。それは東電代理人もわかった上での行為だと思います。

裁判後の説明会で、原告団長の中手さんは、「私たちが未熟なせいで生まれた分断もないとは言えない、でも今日、この分断は作られてきたものだとすることを改めて示したのではないかと仰っていました。そもそも、原告が一審から主張している損害の考え方や避難の相当性に対して、東電は真っ当に反論できているのか?多分、できていないのだと思います。また、損害論や避難の相当性については原告の主張も一審で認められていないので、裁判所を納得させられるだけの要素はまだ足りていないのだと思います。その要素となりうるのが、土壌調査や原告の方々の2つのアンケートから導き出される分析結果なのでしょう。

次回の期日は、10月8日(金)14:30からです。

傍聴人 金榮 知子